

堺市優良建設工事施工者表彰制度の欠格事項の見直しについて

本市では、平成 24 年度から建設業者の施工意欲と建設技術の向上発展に資するため、毎年度 1 回、本市（上下水道局を含む。以下同じ。）が発注した建設工事を工事請負契約に従って誠実に履行し、工事成績が優秀であり、かつ、他の模範となる施工者を表彰しています。

平成 26 年度からは、堺市優良建設工事施工者としての表彰実績を、本市発注の総合評価落札方式案件の評価項目として活用しており、評価申請を行うと加対象となるため、表彰においては、より厳格化を期す必要があります。よって、下記のとおり、表彰の欠格事項を見直し、平成 27 年度の表彰から適用しますので、お知らせします。

記

現 行	平成 27 年度以降の表彰
<p>【欠格事項】</p> <p>表彰年度の前年度から表彰の当日までの間に、堺市入札参加有資格者の入札参加停止等に関する要綱（平成 11 年制定）に基づく入札参加停止又は入札参加回避若しくは堺市契約関係暴力団排除措置要綱（平成 24 年制定）に基づく入札参加除外（改正前の堺市暴力団等排除措置要綱に基づく入札参加除外を含む。）を受けた期間がかかるもの。</p>	<p>【欠格事項】</p> <p>表彰年度の前 3 年度から表彰の当日までの間に、堺市入札参加有資格者の入札参加停止等に関する要綱（平成 11 年制定）に基づく入札参加停止又は入札参加回避若しくは堺市契約関係暴力団排除措置要綱（平成 24 年制定）に基づく入札参加除外（改正前の堺市暴力団等排除措置要綱に基づく入札参加除外を含む。）を受けた期間がかかるもの。</p>